## 監查委員公表第 709 号

令和5年2月15日付け監査第872号の行政監査の結果に関する報告に基づき、大分県知事から、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。

令和5年11月17日

| 大分県監査委員 | 長 | 谷 | 尾 | 雅 | 通 |
|---------|---|---|---|---|---|
| 大分県監査委員 | 長 |   | 野 | 恭 | 子 |
| 大分県監査委員 | 古 | 手 | Ш | 正 | 治 |
| 大分県監査委員 | 吉 |   | 村 | 哲 | 彦 |
|         |   |   |   |   |   |

- 1 令和4年度行政監査テーマ 「多様な主体との協働について」
- 2 令和4年度行政監査の結果に関する報告に基づく措置(令和5年8月31日現在)
  - (1) 概 要「措置済」3件
  - (2) 措置の状況

| 報告における項目   | 監査の結果(要旨)       | 措置の内容及び監査対象機関  |
|------------|-----------------|----------------|
| 3 協働の推進    |                 |                |
| (1) 協働の全庁的 |                 |                |
| な推進体制      |                 |                |
| ア 協働推進員    | (現 状)           |                |
| の活用        | 協働推進員を各部局の主管課   |                |
|            | や地方機関の振興局等の職員に  |                |
|            | 割り当てて配置しているが、今回 |                |
|            | 監査を行った協働事業について  |                |
|            | は関与が少なく、役割を果たせる |                |
|            | 仕組みが十分に整っているとは  |                |
|            | 言えない状況が見られた。    |                |
|            | (検討事項1)         |                |
|            | 協働推進員の配置に当たって   | 県として「NPOと多様な主  |
|            | は、指導的な立場の職員を選任す | 体との協働」を推進するために |
|            | ることや、NPO現場体験研修の | は、庁内の部局間連携を強化  |
|            | 受講者やNPOへの委託・補助事 | し、取り組んでいくことが重要 |
|            | 業に関わった経験を持つ職員を  | である。各部局及び振興局に配 |
|            | 充てるなど、より実効性が上がる | 置する協働推進員については、 |
|            | よう検討されたい。       | 指導的な立場の職員、行政のN |
|            |                 | PO現場体験研修参加者やN  |
|            |                 | POと協働した事業の実施経  |
|            |                 | 験があり関心がある者など、N |
|            |                 | POとの協働推進に意欲のあ  |
|            |                 | る職員の選任を依頼する。   |
|            |                 | (県民生活・男女共同参画課) |

イ 「おおいたN」(現

PO協働実践 活用

状)

「おおいたNPO協働実践マ マニュアル」のニュアル」は、その内容が提案競 技を行う委託事業を中心に記載 されており、補助や共催など様々 な協働手法に応じた協働のポイ ントについては記載が少ない。ま た、各所属やNPOにおけるマニ ュアルの浸透度は高いとは言え ない状況であった。

(検討事項2)

NPOを取り巻く環境が変化 していることから、協働実践マニマニュアル」は、行政とNPO ュアルでは、委託以外に補助事業 との協働が初めての人でも円 等も取り上げるなど、マニュアル 滑に取り組めるよう、NPOと の記載内容を拡充し、幅広く活用 協議しながら作成した実用的 されるよう検討されたい。

「おおいたNPO協働実践 なものである。

協働型委託事業は、NPOの 特性を活かした望ましい協働 のひとつとして、主に提案公募 型委託の流れを例示したもの であり、個々の補助事業等につ いては、マニュアルの記載事項 を参考にしながら各事業課が 作成する補助金交付要綱等に 基づき、協働を積極的に進めて ほしいと考えている。

その他、共催や後援、実行委 員会・協議会などの協働手法に ついても、毎年度の「県・市町 村とNPOとの協働施策調査」 の際、手法毎の注意事項等を記 載したマニュアルのポイント を調査対象所属に配布してい る。また、毎年度当初の「市町 村NPO担当課長・担当者及び 県協働推進員会議」において、 NPOとの協働に係る各事業 の工夫や課題等について、情報 共有・情報交換しながら、その 推進に取り組んでいる。

(県民生活・男女共同参画課)

エ 中間支援組 (現

状)

織等の支援と NPOとの協働を推進してい

## 活用

くうえで、現場でサポートを担う 中間支援組織等の役割がますま す重要になっている。人口減少社 会において地域課題が多様化す る中で、このような中間支援組織 等が様々な分野や各地域で活躍 することが、NPO活動の底上げ や発展につながると考えられる。

## (検討事項3)

様々な分野や各地域で中間支 援組織等がより活躍できるよう 支援を拡げるとともに、NPOが 中間支援組織等を一層活用でき るような取組を検討されたい。 県が令和4年度から実施し ている「ふるさと創生NPO連 携促進事業」において、公益財 団法人おおいた共創基金が、中 間支援活動を行うNPO法人

県が令和4年度から実施している「ふるさと創生NPO連携促進事業」において、公益財団法人おおいた共創基金が、中間支援活動を行うNPO法人等に対し、活動経費を支援する仕組みを新たに導入している。また、令和5年度予算において、事業費補助金の予算額を拡充したところである。

なお、中間支援組織等については、令和4年度に改定した県 NPO協働指針において、NP Oの自立的活動基盤の強化に 係る中間支援組織等との連携 について明記した。

今後とも、公的な中間支援組織である公益財団法人おおいた共創基金や中間支援活動を行うNPO法人等と連携・協力して、NPOと多様な主体との協働に取り組んでいく。

(県民生活・男女共同参画課)